



光エリア拡大中！

住民告知端末を
設置しましょう！

管財課情報政策係
行政管理課広報統計係

☎ 0824-73-1113
☎ 0824-73-1159

光インターネット・ひかり電話を
自宅・事業所に導入しませんか？

光インターネット・ひかり電話の
導入の相談をしましょう！

「NTT西日本中国コンサルティングセンターエンタープリス」は、光インターネットやひかり電話などのサービス（提供：NTT西日本株式会社）を利用することができます。

光インターネットは、高速で大容量（1 Gbps）の情報を送受信することができるので、日常生活や事業所の活動に大きく貢献するものになると期待しています。

光インターネット・ひかり電話の 利用には市への申請が必要です

市内で光インターネットを利用するためには、「告知端末使用申請書（以下『申請書』）」の提出が必要です。

告知端末は「緊急情報」や「行政情報」を音声でお知らせするための装置ですが、この装置の設置の有無に関わらず、この申請書の提出が必要です。庄原市に住民票があり、記載の住所に告知端末を設置する場合と、市内事業所に設置する場合は、回線利用の初期費用を市が負担します。※工事内容によっては実費がかかります。

申請書の提出はこちら

申請書は市役所本庁舎行政管理課、管財課、西城支所総務室、東城支所総務室に設置しています。各課・室で提出も受け付けています。記入、押印をしてご提出ください。申請書の郵送を希望する方はご連絡ください。※申請後、NTT西日本中国コンサルティングセンターからサービス内容の確認や工事内容の決定のため2回電話がかかってきます。



住民告知端末およびひかり電話や光インターネット導入の初期費用（2万2800円）の市の負担期限は、住民告知放送のサービスが市内全域で開始した日から1年を経過する日（平成31年10月上旬の予定）までです。設置を希望する方はお早めに申請を！

相談会を開催します！

平成29年度までに利用が可能となる地域について、次のとおり相談会を開催します。会場ではNTT西日本株式会社が個別相談に応じます。複数回線の申請など、お気軽にご相談ください。

とき

7月19日(水)・8月17日(木)・9月15日(金)

11時～15時

庄原市役所本庁舎1階市民ホール

ところ